

# 新たな被害者支援制度と 調布飛行場の管理運営等について

平成30年8月9日、10日、13日  
東京都港湾局

# 本日の説明内容

## I 新たな被害者支援制度について

- (1) 概要
- (2) 支援金支給対象者
- (3) 支援内容
- (4) 手続きの流れ

## II 調布飛行場の管理運営等について

- (1) 安全対策の強化等
- (2) 調布飛行場外部監査の実施
- (3) 自家用機分散移転の推進

## III 今後の方針について

# I 新たな被害者支援制度について

## (1) 概要

今後万が一、

調布飛行場など都営空港を離着陸した航空機が、都内で墜落した際、

住宅に被害を受けた方に対し、迅速な生活再建支援を図るため、

都が住宅の建替えなどに必要な資金を支給します。

### 〈都営空港〉

調布飛行場、東京ヘリポート、大島空港、新島空港、神津島空港、  
三宅島空港、八丈島空港

# I 新たな被害者支援制度について

---

## (2) 支援金支給対象者

以下のいずれかに該当する方に支援金を支給します。

### ○ 家屋所有者

住宅を都内に所有している方で、航空機事故が発生した当時、

①その住宅に居住していた方 又は

②その住宅に居住する予定であったことが明らかであると認められる方

### ○ 賃借人

住宅を都内に賃借している方で、航空機事故が発生した当時、  
その住宅に居住していた方

## I 新たな被害者支援制度について

### (3) 支援内容

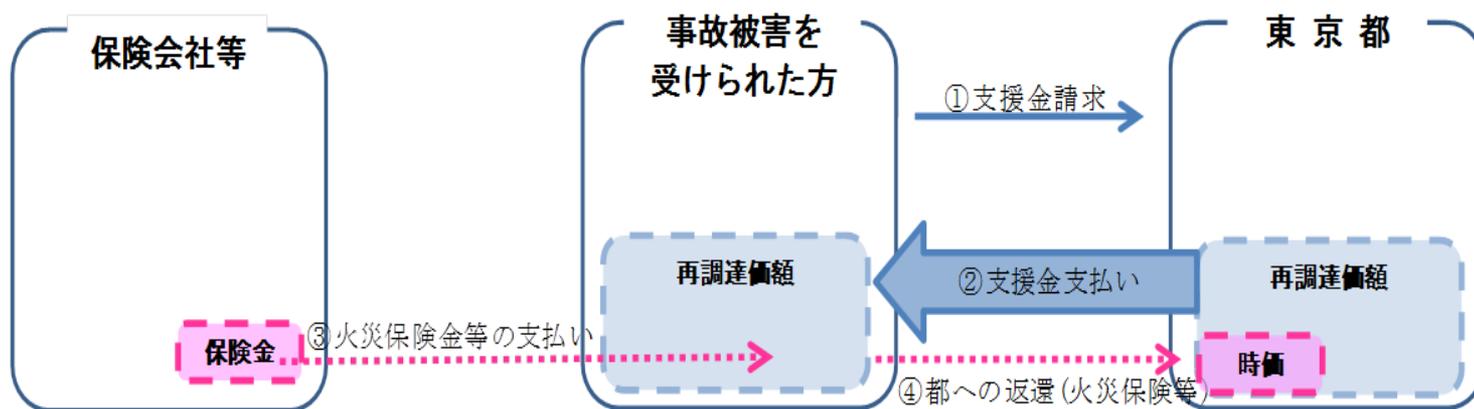
住宅の建替え等に必要な費用を都が再調達価額で算定し、以下の通り支援金を支給します。

内容	上限額	対象者	備考
住宅の建替え、修繕、購入にかかる費用	3,000万円	家屋所有者	
家財の購入費用	200万円	家屋所有者 賃借人	〈対象〉家電、家具など
住宅の建替え等に伴う仮住まい費	50万円	家屋所有者	
転居費	50万円	家屋所有者 賃借人	

# I 新たな被害者支援制度について

## (4) 手続きの流れ

- ① 支援金支給までの手続き  
事故被害を受けられた方から申請をいただき、都が申請内容を審査し、速やかに必要な資金を支給します。
- ② 支援金支給後の手続き  
「支援金」と、被害を受けられた方が受け取る「各種保険金、損害賠償金等」との重複分につきましては、その分を都に返還いただきます。



# I 新たな被害者支援制度について

## (4) 手続きの流れ (続き)

### 〈具体例〉

	ケース1	ケース2
① 支援金認定額 (住宅を建て直すのに必要な実費)	2,500万円	3,500万円
② 支援金支給額	2,500万円	3,000万円 (上限額)
③ 火災保険金等を受領した額	500万円	500万円
④ 都に返還していただく額 (重複分)	500万円	0円

※ ① - (② + ③) < 0 のとき、重複分④が発生

## Ⅱ 調布飛行場の管理運営等について

### (1) 安全対策の強化等

#### 管理運営の一層の適正化について

- ① 飛行目的の明確化
- ② 搭乗者の制限
- ③ 飛行目的の確認の徹底
- ④ 遊覧飛行の疑い事例への対応

#### 安全対策の強化について

- ① 機長、整備士、運航管理者等が安全講習会等を受講することを義務化
- ② 国が主催する整備士等を対象とした講習会に調布飛行場の整備士が参加し、その整備士により点検・整備を行うことを義務化
- ③ 自家用機の機長による出発前確認を徹底し、管理事務所への報告を義務化
- ④ 出発前確認の厳重チェック（チェックシートの導入）
- ⑤ 調布ルールの導入
- ⑥ 滑走路を最大限に利用するための改良

⇒ 上記の有用性を評価するための外部監査（第三者チェック）の導入

## Ⅱ 調布飛行場の管理運営等について

### (2) 調布飛行場外部監査の実施

平成30年7月27日 実施

#### 主な監査項目

- ①安全対策向上に関する各種提出書類の内容の適正について（チェックシート含む）
- ②運営要綱の適切な履行（管理運営の適正化）について
- ③安全対策に関する業務体制の確保

#### 講評の概要

- ・現状では、「管理運営業務の適正化の確保」及び「航空機の運航の安全性向上」の項目について、非常に良く考えられており、適正であると判断する。特に、安全性については、ここまで踏み込んで徹底している飛行場は他に例がなく、安全性向上に十分機能すると考えられる。
- ・運営要綱の各様式について確認したところ5点について追記した方が望ましい箇所が見られた。  
（提出書類に航空従事者技能証明書を追加、出発前確認事項にパイロットの体調面を追記など）

#### 都の対応

- ・様式の追加については、全て対応済み

## Ⅱ 調布飛行場の管理運営等について

### (3) 自家用機分散移転の推進

- ① 自家用機の積極的な分散移転を進めるために、移転先として都営大島空港の整備を進めるとともに、他空港への移転を継続的に働きかけ
- ② 自家用機の分散移転を積極的に推進するための体制整備  
⇒ 都と自家用機所有者等で組織される調布空港安全飛行研究会とで「東京都調布飛行場分散移転推進検討会」を設置

(平成30年7月23日第1回検討会を開催)

- ・ 大島空港の移転に向けた施設整備について協議
- ・ 分散移転を推進する過程において、今後万が一、自家用機が平成27年同様の重大事故を起こした場合、直ちに分散移転することについて同研究会が表明したことを確認
- ・ 新たな分散移転先として関東圏における小型機専用飛行場の整備を国等に働きかけることを確認

### Ⅲ 今後の方針について

---

#### 調布飛行場における自家用機の飛行自粛要請について

- ① 平成27年7月、調布飛行場周辺における小型航空機墜落事故が自家用機であったことから、自家用機については、「事故原因が究明され、それに伴う再発防止策が図られるまで」飛行の自粛を要請し、現在も継続中
- ② 以下の取組について実施
  - ・ 不適正飛行をさせない、見逃さない管理運営体制の確保
  - ・ 飛行前チェックシートの導入など、安全対策等の強化
  - ・ 航空機専門員の採用等、安全対策強化のための体制整備
  - ・ 上記の有用性を評価するための外部監査の実施
  - ・ 自家用機の積極的な分散移転推進に向けた取組体制
  - ・ 万が一の事故発生の際の被害者救済の仕組み整備
- ③ 以上の状況を踏まえ、今後、自家用機の空港使用届の受付再開を判断

#### <参考>

- ・ 事故関係航空機については除外 < 常駐自家用機 19機 ⇒ 17機（調布10機、他空港7機） >
- ・ 調布飛行場に駐機している10機は、今後数か月かけて耐空証明検査を実施
- ・ 他空港へ一時的に駐機している7機は、出発前確認の厳重チェックをした上で飛行